明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働三七）　一
○気象業務法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一七）　六
〔告　示〕
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学二七）　七
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同二八）　一五
○降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等（気象庁一）　一七
○道路に関する件（東北地方整備局二五～二七）　一七
○都市計画に関する件（関東地方整備局五三～六六）　一八
○道路に関する件（同六七、六八）　一九
○道路に関する件（九州地方整備局二四）　二〇
〔官庁報告〕
令和五年度第三・四半期における予算使用の状況（内閣）　三〇
令和五年度第三・四半期における国庫の状況（同）　七二
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
国立大学法人奈良先端科学技術大学院参加者事前確認公募関係　二四
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　二五
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○厚生労働省令第三十七号

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五十一条及び関係法令の規定に基づき、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月六日

厚生労働大臣　武見　敬三

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令

（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正）

第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（未支給年金等の支給） **第十三条の二**　法第十六条第一項の規定により障害年金又は障害一時金の支給を受けようとする相続人は、その者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えて、厚生労働大臣に当該障害年金又は障害一時金の支給を請求しなければならない。 ２・３　（略） （相続人の障害年金又は障害一時金の請求） **第十四条**　法第十六条第二項の規定により障害年金又は障害一時金を受けようとする相続人は、その者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えて、第一条に規定する書類（同条第二項第二号及び第六号に掲げる書類並びに同条第三項第一号（同条第二項第二号及び第六号に係る部分に限る。）に掲げる書類を除く。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。 ２・３　（略） （遺族年金及び遺族給与金の請求） **第二十五条**　（略） ２　前項の遺族年金請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　遺族年金の支給を受けようとする者（以下この項において「請求者」という。）が法第二十六条第二項の規定による先順位者である場合においては、その者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類 四　死亡した者の死亡の当時におけるその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類及び死亡のとき以後の請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本 四の二　請求者が死亡した者の入夫婚姻による妻の父又は母である場合においては、請求者又はその配偶者が当該入夫婚姻の当時当該入夫婚姻による妻と同一の戸籍内にあつたことを明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類 五　（略）	（未支給年金等の支給） **第十三条の二**　法第十六条第一項の規定により障害年金又は障害一時金の支給を受けようとする相続人は、死亡した者の死亡した当時におけるその者と当該相続人との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本を添えて、厚生労働大臣に当該障害年金又は障害一時金の支給を請求しなければならない。ただし、戸籍の謄本又は抄本によつて死亡した者の相続人であることを認めることができない場合においては、その事実を認めることができる市町村長の証明書を併せて添えなければならない。 ２・３　（略） （相続人の障害年金又は障害一時金の請求） **第十四条**　法第十六条第二項の規定により障害年金又は障害一時金を受けようとする相続人は、死亡した者の死亡の当時におけるその者と当該相続人との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本を添えて、第一条に規定する書類（同条第二項第二号及び第六号に掲げる書類並びに同条第三項第一号（同条第二項第二号及び第六号に係る部分に限る。）に掲げる書類を除く。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、戸籍の謄本又は抄本によつて死亡した者の相続人であることを認めることのできない場合においては、その事実を認めることができる市町村長の証明書を併せて添えなければならない。 ２・３　（略） （遺族年金及び遺族給与金の請求） **第二十五条**　（略） ２　前項の遺族年金請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　遺族年金の支給を受けようとする者（以下この項において「請求者」という。）が法第二十六条第二項の規定による先順位者である場合においては、その者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本 四　死亡した者の死亡の当時におけるその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本及び死亡のとき以後の請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本 四の二　請求者が死亡した者の入夫婚姻による妻の父又は母である場合においては、請求者又はその配偶者が当該入夫婚姻の当時当該入夫婚姻による妻と同一の戸籍内にあつたことを明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本 五　（略）
五の二　請求者が法第二十四条第三項第一号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、その者が昭和二十二年五月二日において死亡した者の継父、継母又は嫡母であつたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類	五の二　請求者が法第二十四条第三項第一号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、その者が昭和二十二年五月二日において死亡した者の継父、継母又は嫡母であつたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本

五の三　請求者が法第二十四条第三項第二号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、次の事実を認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

イ・ロ　（略）

五の四　請求者が法第二十四条第三項第三号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日において、請求者が死亡した者の父又は母の配偶者であつたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類（請求者が同日において、婚姻の届出をしていないが、事実上死亡した者の父又は母と婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合においては、その事実を認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類とする。）

五の五～十二　（略）

3　第一項の遺族給与金請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～四　（略）

五　遺族給与金の支給を受けようとする者が法第二十六条第二項の規定による先順位者である場合においては、その者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

六・七　（略）

4　（略）

（遺族年金又は遺族給与金の額の改定）

第二十八条の二　（略）

2　（略）

3　次順位者が第一項の請求書を提出する場合においては、前項に掲げる書類のほか、その者が次順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。

4　（略）

第二十八条の四　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　請求者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

3　（略）

（弔慰金の請求）

第三十六条の二　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～六　（略）

七　請求者の順位より先順位の者がいない旨の申立書（様式第二十三号）及びその旨を認めることができる戸籍の抄本その他の書類

八　（略）

五の三　請求者が法第二十四条第三項第二号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、次の事実を認めることができる戸籍の謄本又は抄本

イ・ロ　（略）

五の四　請求者が法第二十四条第三項第三号に掲げる者（法第二十四条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合においては、死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日において、請求者が死亡した者の父又は母の配偶者であつたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本（請求者が同日において、婚姻の届出をしていないが、事実上死亡した者の父又は母と婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合においては、その事実を認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類とする。）

五の五～十二　（略）

3　第一項の遺族給与金請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～四　（略）

五　遺族給与金の支給を受けようとする者が法第二十六条第二項の規定による先順位者である場合においては、その者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本

六・七　（略）

4　（略）

（遺族年金又は遺族給与金の額の改定）

第二十八条の二　（略）

2　（略）

3　次順位者が第一項の請求書を提出する場合においては、前項に掲げる書類のほか、その者が次順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

4　（略）

第二十八条の四　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　請求者が先順位者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本

3　（略）

（弔慰金の請求）

第三十六条の二　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～六　（略）

七　請求者の順位より先順位の者がいない旨の申立書（様式第二十三号）及びその旨を認めることができる戸籍の抄本

八　（略）

（未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正）

第二条　未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（葬祭料の支給の申請） **第十条**　法第十六条第一項に規定する葬祭料の支給の申請は、葬祭料支給申請書（様式第四号）に、次に掲げる書類を添付して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならない。 一　申請者が法第十六条第二項に規定する遺族（以下「遺族」という。）である場合においては、死亡した未帰還者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本その他の書類 二～四　（略）	（葬祭料の支給の申請） **第十条**　法第十六条第一項に規定する葬祭料の支給の申請は、葬祭料支給申請書（様式第四号）に、左に掲げる書類を添付して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならない。 一　申請者が法第十六条第二項に規定する遺族（以下「遺族」という。）である場合においては、死亡した未帰還者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本 二～四　（略）

（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）

第三条　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（遺族給付金の請求手続） **第三条**　（略） 2　遺族給付金請求者が遺族として遺族給付金を請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　死亡した者の死亡の当時におけるその者と遺族給付金請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類（遺族給付金請求者が、死亡した者の死亡の当時、婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合にあつては、その事情を認めることができる書類）及び死亡の日以後の遺族給付金請求者の親族関係の異動を明らかにすることができる戸籍の抄本 三～六　（略） 3　遺族給付金請求者が法第十三条において準用する法第七条第一項、法律第八十四号附則第二項又は法律第百十五号附則第十一項の規定により死亡した遺族給付金を受ける権利を有する者の相続人として遺族給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び遺族給付金請求者が死亡した遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の抄本その他の書類を添えなければならない。この場合において、前項第二号、第三号、第五号及び第六号中「遺族給付金請求者」とあるのは「死亡した遺族」と読み替えるものとする。	（遺族給付金の請求手続） **第三条**　（略） 2　遺族給付金請求者が遺族として遺族給付金を請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　死亡した者の死亡の当時におけるその者と遺族給付金請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本（遺族給付金請求者が、死亡した者の死亡の当時、婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合にあつては、その事情を認めることができる書類）及び死亡の日以後の遺族給付金請求者の親族関係の異動を明らかにすることができる戸籍の抄本 三～六　（略） 3　遺族給付金請求者が法第十三条において準用する法第七条第一項、法律第八十四号附則第二項又は法律第百十五号附則第十一項の規定により死亡した遺族給付金を受ける権利を有する者の相続人として遺族給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び遺族給付金請求者が死亡した遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の抄本を添えなければならない。この場合において、前項第二号、第三号、第五号及び第六号中「遺族給付金請求者」とあるのは「死亡した遺族」と読み替えるものとする。

（未帰還者に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（弔慰料の請求手続） **第一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　未帰還者が死亡したものとみなされる日におけるその者と弔慰料請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類（弔慰料請求者が、未帰還者が死亡したものとみなされる日において、その者と、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係	（弔慰料の請求手続） **第一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　未帰還者が死亡したものとみなされる日におけるその者と弔慰料請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本（弔慰料請求者が、未帰還者が死亡したものとみなされる日において、その者と、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情

と同様の事情にあつた者であるときは、その事情を認めることができる書類）及び死亡したものとみなされる日以後における弔慰料請求者の親族関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本

二・三　（略）

3　弔慰料請求者が法第八条第一項の規定により死亡した弔慰料を受ける権利を有する者の相続人として弔慰料を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び弔慰料請求者が死亡した遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。この場合において、前項各号中「弔慰料請求者」とあるのは「死亡した遺族」と読み替えるものとする。

（戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正）

第五条　戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（葬祭費の支給の請求） **第十一条**　法第十九条第一項に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給請求書（様式第十二号）に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の死亡の際における居住地の都道府県知事に提出しなければならない。 一　（略） 二　請求者が法第十九条第三項に規定する遺族（以下「遺族」という。）である場合においては、死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本その他の書類（請求者が死亡した者の配偶者であつて、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合においては、その事情を認めることができる書類とする。）及びその者が葬祭を行う旨の申立書 三　（略）	（葬祭費の支給の請求） **第十一条**　法第十九条第一項に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給請求書（様式第十二号）に次に掲げる書類を添えて、これを死亡した者の死亡の際における居住地の都道府県知事に提出しなければならない。 一　（略） 二　請求者が法第十九条第三項に規定する遺族（以下「遺族」という。）である場合においては、死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本（請求者が死亡した者の配偶者であつて、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合においては、その事情を認めることができる書類とする。）及びその者が葬祭を行なう旨の申立書 三　（略）

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）

第六条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別弔慰金の請求手続） **第一条**　（略） 2　（略） 3　請求者が法第二条の二の規定に該当する者として請求する場合は、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　死亡した者の死亡の当時におけるその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類 三～五　（略） 4　請求者が法第七条第一項の規定により死亡した戦没者等の遺族の相続人として特別弔慰金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項各号又は前項各号に掲げる書類及び請求者が死亡した戦没者等の遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。この場合において、第二項第一号及び第三号から第六号まで並びに前項第一号から第四号まで中「請求者」とあるのは「死亡した戦没者等の遺族」と読み替えるものとする。	（特別弔慰金の請求手続） **第一条**　（略） 2　（略） 3　請求者が法第二条の二の規定に該当する者として請求する場合は、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　死亡した者の死亡の当時におけるその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本 三～五　（略） 4　請求者が法第七条第一項の規定により死亡した戦没者等の遺族の相続人として特別弔慰金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項各号又は前項各号に掲げる書類及び請求者が死亡した戦没者等の遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。この場合において、第二項第一号及び第三号から第六号まで並びに前項第一号から第四号まで中「請求者」とあるのは「死亡した戦没者等の遺族」と読み替えるものとする。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第七条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別給付金の請求手続）	（特別給付金の請求手続）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　請求者が法第五条第一項の規定により死亡した者の相続人として特別給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項並びに第三項及び前項の各号に掲げる書類並びに請求者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。この場合において、第二項、第三項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第三号中「請求者」とあるのは、「被相続人」と読み替えるものとする。	5　請求者が法第五条第一項の規定により死亡した者の相続人として特別給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項並びに第三項及び前項の各号に掲げる書類並びに請求者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。この場合において、第二項、第三項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第三号中「請求者」とあるのは、「被相続人」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十七号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、気象業務法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月六日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

気象業務法施行規則の一部を改正する省令

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準）	（気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準）
第一条の三　法第六条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる種目ごとに、同表の中欄に掲げる手段で、同表の下欄に掲げる最小位数の観測値が得られるものでなければならない。ただし、降水量の観測を行う場合であつて一ミリメートルの観測値が得られないような雨量計又は雪量計を用いても当該観測の目的が達することができるときにおける最小位数は十ミリメートル、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号。以下「令」という。）第一条の船舶が第四条の規定により、気圧、気温及び水温の観測を行う場合における最小位数は気圧については〇・一ヘクトパスカル、気温及び水温については〇・一度（摂氏）とする。	**第一条の三**　法第六条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる種目ごとに、同表の中欄に掲げる手段で、同表の下欄に掲げる最小位数の観測値が得られるものでなければならない。ただし、降水量の観測を行う場合であつて一ミリメートルの観測値が得られないような雨量計又は雪量計を用いても当該観測の目的が達することができるときにおける最小位数は十ミリメートル、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号。以下「令」という。）第一条の船舶が第四条の規定により、気圧、気温及び水温の観測を行う場合における最小位数は気圧については〇・一ヘクトパスカル、気温及び水温については〇・一度（摂氏）とする。
一～十二　（略）　（略） 十三　降水粒子の分布及び状態　気象庁長官が定める基準に適合するレーダーを用いて、測定する。　（略） 十四～十八　（略）　（略）	一～十二　（略）　（略） （新設） 十三～十七　（略）　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

第一条の四　法第六条第一項第三号及び同条第二項ただし書の国土交通省令で定める気象の観測は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　次に掲げる種目以外の種目について行う気象の観測

イ～ヌ　（略）

ル　降水粒子の分布及び状態（水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものに限る。）

三～五　（略）

附　則

この省令は、令和六年三月十五日から施行する。

第一条の四　法第六条第一項第三号及び同条第二項ただし書の国土交通省令で定める気象の観測は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　次に掲げる種目以外の種目について行う気象の観測

イ～ヌ　（略）

（新設）

三～五　（略）